

茨木市国民健康保険運営協議会

平成 31 年 2 月 6 日 (水) 午後 2 時～
茨木市役所 南館 8 階 中会議室

前西係長	<p>本日は、平成 30 年度第 1 回の茨木市国民健康保険運営協議会にあたり、委員の皆様には、公私、お忙しいなか、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それではここで、北達健康福祉部理事からご挨拶を申し上げます。</p>
北達理事	<p>こんにちは、開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日委員の皆様方には何かとご多忙の中、国民健康保険運営協議会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>本年度より、国民健康保険制度の都道府県単位化が開始されており、広域化調整会議やワーキンググループを経て策定された国民健康保険運営方針に基づきまして、大阪府と各市町村がそれぞれの役割を担いながら、国民健康保険制度の運営を行っているところでございます。また大阪府におきましては、市町村と大阪府による広域化調整会議やワーキンググループにて統一的な運営に向けた更なる詳細な基準の作成等の作業が進められております。</p> <p>国民健康保険制度を取り巻く環境につきましては、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加など引き続き厳しいものがございますが、都道府県単位化に伴い大阪府が財政責任主体となり、より大きな財政により、国保制度を運営していくという事によりまして、安定的な制度運営を図るとともに、運営方針に基づいた統一的な運営を行う事で業務の効率化を図って参ります。</p> <p>本日の案件といたしましては、法令等の改正に伴う保険業計算に関する改正について諮問させて頂きまして、ご審議の上、答申をお願いいたしますとともに、国民健康保険事業特別会計を、平成 30 年度決算見込み、平成 31 年度保険料の試算等についてご説明を申し上げます。</p> <p>なお、答申内容につきましては 3 月定例市議会の国民健康保険条例の一部改正案として提案させて頂く予定でございます。</p> <p>委員の皆様方にはよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
前西係長	<p>それでは、只今から会議に移らせていただきます。</p> <p>ここで本協議会の「大島会長」に議事進行をお願いしたいと思います。大島会長よろしくお願いたします。</p>
大島会長	<p>大島と申します、よろしくお願いいたします。規則によりまして、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p>

議案といたしまして、諮問事項がございますので、どうぞご審議いただきま
すようご協力をお願い致します。

まず、はじめに報告ですが、本日は1名の方の傍聴希望者の方がおられまし
て、傍聴されている事をご報告させていただきます。

只今から、平成30年第1回「茨木市国民健康保険運営協議会」を開会いた
します。

現在の出席委員は、委員定数14名中11名でありますので、会議は成立い
たしております。なお、「岡村委員、吉田委員」からは、ご欠席の届をいただ
いておりますので、ご報告を申し上げます。また、「國里委員」からは、他の
会議のため、遅れてのご出席という連絡をいただいております。

よろしく願いをいたします。

大島会長

お諮りいたします。

日程1「会議録署名委員の決定について」を議題といたします。

本件は、「茨木市国民健康保険条例施行規則」第7条第2項の規定による署
名委員でありまして、議長からご指名差し上げても、ご異議ございませんでし
ょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それではご異議なしと認めまして、「美濃岡委員」、「松尾委員」をご指名い
たしますので、よろしく願いいたします。

次に、日程2「保険料の算定に関する改正について」を議題といたします。
内容については事務局から説明を求めます。

奥野課代

保険年金課課長代理の奥野と申します。私の方からは、本日の諮問事項であ
る、国民健康保険料の算定に関する改正につきまして資料に基づき説明させて
いただきます。

資料1をお開きください。保険料の算定に関する改正の内容につきましては
大きく分けて2点ございます。

まず1点目は、保険料における賦課限度額の改正及び低所得者に対する保険
料軽減措置の拡充でございます。こちらにつきましては、改正理由の項目に記
載させていただいているとおり、法令の改正に基づき、中間所得者の保険料負
担を軽減するため、基礎賦課限度額に係る保険料の賦課限度額を引き上げると
ともに、低所得者に対する保険料軽減措置の基準を見直し、拡充を図るもの
でございます。具体的な改正内容といたしましては、基礎賦課限度額につきま
して、平成30年度の「58万円」から3万円引上げ「61万円」に改めます。なお、

賦課限度額の改正につきましては、条例上法令の規定を引用する条文になっているため、条例の改正は発生致しません。

低所得者の保険料軽減措置の基準の見直しにつきましては、5割軽減の対象世帯について、対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗じる金額を「275,000円」から「280,000円」に、2割軽減の対象世帯について、「500,000円」から「510,000円」に改め、対象世帯の拡大を図るものでございます。こちらにつきましては、茨木市国民健康保険条例の改正を行います。

改正条例の施行期日につきましては平成31年4月1日を予定しており、市民の皆様への周知につきましては、広報への記載及び市のホームページに記載し、周知を図ってまいります。

2点目は旧被扶養者に対する減免措置期間の見直しについてでございます。「旧被扶養者」とは、被用者保険の被保険者本人が75歳になられることにより、被用者保険から後期高齢者医療保険制度に移行されることに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険に加入された方を言います。それらの方について、新たに国民健康保険料が発生することから、申請により減免措置が適用されておりましたが、その減免措置について、厚生労働省からの通知に基づき、適用期限を設定するよう見直しを行うものでございます。

改正内容といたしましては、対象者に係る保険料の応益割に対し適用されている減免措置について、現行の無期限から、国保の資格を取得した日の属する月から2年間の期限を設定するもので、旧被扶養者に対する減免措置の取扱についての規定である、「茨木市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要領」の改正を行うものでございます。

改正後の要領の実施日につきましては平成31年4月1日を予定しており、市民の皆様への周知につきましては、広報への記載及び市のホームページに記載し、周知を図ってまいります。

続きまして資料2をご覧ください

国民健康保険料の賦課限度額を引き上げることによる影響を記載している資料でございます。資料中ほど右端の表をご覧ください。賦課限度額の引き上げによる、限度額超過世帯の割合の変動について、厚労省の見込によると、医療分の賦課限度額が引き上げられることにより、およそ0.21ポイント限度額超過世帯が減少し、それらの世帯につきましては保険料負担が増加するものの、一方で中低所得者層の保険料負担につきましては軽減される効果があるものとなっております。

資料下の表をご覧ください。本市における限度額引き上げの影響につきましては、現時点での試算ではありますが、平成30年度本算定時点の829世帯から、およそ80世帯ほど減少し、限度額超過世帯の割合も0.24ポイント減少する見込みとなっております。

資料3をご覧ください。低所得者の保険料軽減措置の拡充による影響を記載している資料でございます。資料中ほど、改正の内容でございますが、軽減対象となる所得基準を引き上げることで、2割軽減につきましては、3人世帯の

	<p>場合、前年収入が給与収入で現行の約 287 万円の世帯から約 291 万円の収入の世帯まで対象となり、対象世帯が 60 世帯ほどの増、5 割軽減につきましては、3 人世帯で、前年の給与収入が約 190 万円から約 193 万円の世帯までが対象となり、対象世帯が 80 世帯ほどの増、となる見込みでございます。</p> <p>軽減措置に必要となる財源につきましては、国、府、市それぞれで法律に定められた割合により負担することとなりますが、資料下に記載させて頂いておりますとおり、市の負担につきましては、およそ 300 万円ほど市の一般会計からの繰入額が増額となる見込みとなっております。</p> <p>続きまして資料 4 をご覧ください。先ほどご説明させていただいた、旧被扶養者に対する減免措置期間の見直しについての厚生労働省からの通知を参考に付けさせていただいております。内容につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございますので、割愛させていただきます。</p> <p>保険料の算定に関する改正につきましては以上でございます。</p> <p>ご審議賜りますよう宜しくお願い致します。</p>
大島会長	<p>説明は終わりました。これより質疑を行います。</p> <p>ただ今、説明を受けました、日程 2「茨木市国民健康保険条例の一部改正(案)について」、「広域化に伴う国民健康保険料激変緩和措置について」及び「データヘルス計画の策定について」につきまして、何かご質問はございませんか。</p>
大西委員	<p>よろしいですか。2 番目の被扶養者に対する減免措置期間の見直しについてというところですが、この見直しにつきまして、本市の影響を該当者数の見込みとかその影響はどのようになると予想されているのでしょうか。</p>
奥野課代	<p>現時点の見込みにつきまして、現状で減免対象となっている世帯が「400 世帯」ほどございます。そのうち、今回の期限が設けられることによりまして、現時点の試算ではありますが、およそ「190 世帯」が該当される世帯となる見込みでございます。</p>
大島会長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>質問がないようですので、打ち切らせていただきます。</p> <p>それでは諮問事項について、これより採決をいたします。本件につきまして、了承することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
大島会長	<p>ご異議なしと認めまして、本件については了承することに決定いたします。本日の諮問事項は可決いたしました。答申書の作成、取り扱いにつきましては、会長に一任していただくことに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p>
<p>大島会長</p>	<p>ありがとうございます。 ご異議なしと認めまして、そのように取り扱いをさせていただきます。 つづきまして、日程3 報告事項平成30年度「茨木市国民健康保険事業特別会計決算見込」について事務局から報告願います。</p>
<p>松本係長</p>	<p>国保給付係長の松本です。お手元の資料に基づきまして、平成30年度、茨木市国民年金事業特別会計決算見込みについて、ご説明させていただきます。それでは「資料5」をお開き下さい。</p> <p>平成30年度決算見込みにつきまして、上段左上に示しております。12月末現在で作成をしておりますので、年度末、出納閉鎖までの間に、おきまして歳入につきましては、保険料の収入要素など、不確定要素ございます。また歳出側ではインフルエンザの流行など、医療費の動向に大きく左右されますので、現段階では極めて不確定な数字ではあります。</p> <p>まず歳入につきましては、主に保険料「57億9千万円」、府支出金「194億5千万円」、繰入金「20億6千万円」等でございます。歳入総額「282億5千万円」、対前年度比で、「約42億6千万円」、「13.1%」の減を見込んでおります。</p> <p>続きまして歳出につきましては、主に総務費が「4億円」、保険給付費が「188億6万円」、事業費納付金が「75億2千万円」などで、歳出総額「273億3千万円」。対前年度比で「約43億1千万円」、「13.6%」の減を見込んでおります。また今年度の収支としましては、「5千412万円」の黒字、そして実質収支としましては、「9億3千万円」の黒字を見込んでおります。</p> <p>平成29年度に対して、大幅な減額となる要因としまして、平成30年度において、国民健康保険法の改正により、財政運営が都道府県単位化され、大阪府が効率的に財政運営を行ったことに伴いまして、予算の枠組みが大幅に変更になったものによるものです。これまでは市町村単位で財政運営を行っておりましたが、都道府県単位化に伴いまして、保険料等を元に大阪府に事業費納付金を納付し、医療費につきましては、大阪府より全額交付金額を交付される事となったものです。</p> <p>続きまして、歳入歳出の内訳を分かりやすく、右上上段のグラフに示しております。歳入の主な項目としましては、府支出金が「68.9%」、保険料が「20.5%」、繰入金が「7.3%」等でございます。歳入の主な特徴としまして、先ほど申し上げました平成30年度からの、国保制度、都道府県単位化に伴いまして、各市町村の医療費に対する保険制度であった、共同事業交付金が廃止され、また国庫支出金又は、前期高齢者交付金等が大阪府に交付される事となりました。その一方で新たに大阪府から医療費等に応じて交付される、保険給付費と交付金が新設された事に伴いまして、府支出金が「194億5千万円」と見込んでおります。また一般会計からの繰り入れにつきましては、保険医療の軽減に要する費用や、システム改修などの事務費等につきまして、</p>

総額で「20億6千万円」を見込んでおります。

続きまして、歳出の主な項目としましては、保険給付費が「69.0%」、事業費納付金が「27.5%」でございます。歳出の主な特徴としましては、被保険者の方の医療費にあたる、保険給付費につきまして、「188億6千万円」を見込んでおります。また大阪府に納める国民健康保険事業費納付金は医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を提示された額について見込んでおります。

続きまして、被保険者の状況について、中段左のグラフをご覧ください。グループの左の軸は、被保険者数を、また右の軸には65歳以上の占める高齢化率を示しております。平成28年10月に実施されました、社会保険の適用拡大等によりまして、大幅な減少傾向が続いており、今年度の見込みも対前年度比で、「2621人」、「約4.5%」の減少見込みとなっております。なお、高齢化の進展によりまして、65歳以上の高齢化率は「44.56%」に及んでおります。

続きまして左下のグラフ、保険給付費につきまして、高齢者の占める割合の増加に伴いまして、一人当たりの医療費は増加傾向にありますが、被保険者数が減少傾向にありますことから、保険給付費全体では「188,6億円」、対前年度決算費で、「約9千万円」、「0.5%減」の見込みとなっております。

引き続き特定健康診査、及び特定保健指導の受診状況を説明させていただきます。中央のグラフをご覧ください。上段にあります、特定検診の受診率についてご説明いたします。特定健康診査・特定保健指導の法定報告の確定は、翌年度の1月となります事から、確定した数字は平成29年度となっております。平成29年度につきましては、特定検診受診率が「30.3%」、特定保健指導の実施率が「58.5%」となっております。平成30年度におきましては、データヘルス計画に基づき、大阪府や府医師会と連携した特定検診の受診干渉、また平成29年度に引き続きまして、糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを行い、特定検診受診率の向上、生活習慣病予防、病気の早期発見等に取り組んでおります。

続きまして保険料収納状況についてご説明させていただきます。中央右側のグラフをご覧ください。現年度分の収納状況につきましては、昨年度より「0.62ポイント」減少の「91.4%」で「59.2億円」を見込んでおります。また、過年度分の収納状況につきましては、右下のグラフにて昨年度より「0.17ポイント」上昇の「21,54%」で「17.4億円」を見込んでおります。引き続き現年度分におきましては、負担の公平性を図るため、交付センター及び催告書発送による早期納付の徹底、また過年度分におきましては未納者の生活状況に合わせた、分納相談に取り組む所存でございます。また昨年度より、新債権管理方針に基づきまして、債権回収の強化と、公正な事務執行を確立するため、弁護士もメンバーとなっております。滞納整備方針、検討会議で高額滞納者を中心とした、案件の課題や問題点の検討を行っているものです。さらに分納不履行や連絡等の折衝が無い未納者につきましては、財産調査を徹底し、滞納整理等の収納強化に努めるものです。

	<p>以上が、平成30年度決算見込みの報告でございます。</p>
大島会長	<p>報告は終わりました。 ただ今、報告を受けました、「平成30年度 茨木市国民健康保険事業特別会計決算見込について」につきまして、何かご質問はございませんか。</p>
山田(寛)委員	<p>協会健保の山田です。一つ質問させていただきます。 データヘルス計画等で検診や重症化予防で取り組みいただいている一方で、最後にご説明ありました保険料収納のところでございます。 滞納整理で、いろいろとご苦労されているという事でお聞きしましたが、右下の図の繰り越し分で、いわゆる過年度分になるかと思いますが、調定額に対する収納済み額の差が収納未済ということになると思うのですが、このあたりの徴収強化はどうされているのかという所と、「事業概要」の「35ページ」の中で、不納欠損で「約2億円」くらい毎年欠損されているということですが、不納欠損に至る状況がもし分かればご説明の方をお願いしたいと思います。</p>
前西係長	<p>お答えさせていただきます。徴収係長の前西と申します。 1点目ですけれども、過年度滞納繰越分の収納対策の強化につきまして、先ほどご説明させていただきましたが、大阪府における交付金に対する評価項目として上げられており、税の徴収部門である収納課にて、地区の弁護士の方がメンバーとなって滞納整理方針会議を設置しており、高額滞納者の案件の課題整理を行っており、その中で滞納処分の進め方等について、専門家のアドバイスを受けながら、進めている形でございます。 この取り組みにつきましては、昨年より行っており、適切なアドバイスを頂き、高額な案件について回収できた案件というののもいくつかございます。 来年度につきましては、滞納処分について財産調査を強化し、目標を立てて滞納処分を進めていくことを検討しております。 2点目、不納欠損に至る状況ですが、財産調査の結果、財産がなく保険料を支払う資力が無い方については、最終的には時効を迎えて不納欠損に至るという事もございます。また、職権処分ということで所在が不明な方や、生活保護に至るケースなど最終的に時効を迎え、不納欠損になるケースがございます。 以上です。</p>
大島会長	<p>他にございますか。</p>
種子委員	<p>保険料の収納を担当されている方はご苦労されていると思うのですが、平成26年度から平成30年度見込みの収納状況が表示されておりますが、平成30年度の見込みが下がっているのですが、これは3月末までの収納の見込みも入っているのでしょうか。ずっと順調に伸びてきている状況で、平成30年度見込みだけ下がっているところが疑問に思いました。</p>

前西係長	お答えさせていただきます。平成30年の6月からコンビニ収納対応を開始しておりまして、納付された料金が市に入るタイミングが、コンビニ収納では遅れる形となっております。現状の見込では下がっておりますが、最終的には前年と同率くらいの率で収納率は上がっていくものと考えております。
大島会長	コンビニから入金をした場合はかなり遅れるのですか。
前西係長	銀行からの入金のタイミングと比較して、コンビニの入金のタイミングが異なります。納付頂いた情報はコンビニの方が早く来るのですが、実際に収納された料金が入るタイミングは銀行よりも遅れるので、市で最終的に確認が出来るタイミングにずれが生じているものです。
大島会長	ずれが生じていても事務的には問題ないのですか。
前西係長	最終的には、5月末まで出納閉鎖期間がございますので問題無いと考えております。
大島会長	決算見込みにおける繰入額について、システム改修の費用がかかったという事ですが、システム改修が終われば、繰入額は減っていくという事ですか。
松本係長	繰入額につきましては、平成29年度に大規模なシステム改修を行ったため、事務費等に対する繰り入れが膨らみましたが、平成30年度以降はシステム開発が終了したため、その事務費等に関する繰入れ等については安定してまいりますので、本年度以降は増加していくことはないと考えております。
大島会長	減ることはないのですか。
松本係長	基本的には事務運営をしていくための人件費や事務費等はかかることとなります。また、システムの費用につきましては、保守料等の経費が掛かることとなりますので、あまり下がるということはないかと思われまます。
大島会長	他に質問はございませんでしょうか。 質問は無いようでございますので打ち切らせていただきます。
大島会長	本日子定しておりました、日程につきましては全て終了しておりますが、事務局の方からその他の案件についてご説明があるとのことでございますので、事務局の説明を求めます。
奥野課代	保険年金課から奥野と申します。最後に私の方から現時点での平成31年度の国民健康保険料の試算結果についてご説明等をさせていただきたいと思っております。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料の「資料6」をご覧ください。

こちらに記載させていただいている試算の内容といたしましては、大阪府から市に割り当てられた平成31年度の事業費納付金の総額から、大阪府における激変緩和措置、市の一般会計繰入額等を差し引いた金額に対して、一人当たりの保険料を試算したものでございます。

実際の料率につきましては、6月に被保険者の皆様の平成30年度の給与所得や、被保険者の数に応じまして、料率の算定をおこなうものでございます。資料中ほど一人当たりの保険料比較という表にですね、実際の試算結果の方を記載させていただいております。

一番左端、平成30年度茨木市本算定と記載させていただいておりますのが、平成30年の国民健康保険の料率に基づく、一人あたりの保険料でございます。表の右から2番目の段、平成31年度茨木市試算値と書いておりますのが、今回試算をさせていただいた、一人あたりの保険料でございます。資料の右端に平成30年度から平成31年度の試算値に至るまでの増加率を記載させていただいております。

こちらの試算の結果につきましては、介護保険料を含む場合と含まない場合の試算額を記載しております。介護保険料を含まない場合は一人当たり保険料およそ「4700円」ほど、介護保険料を国民健康保険料に含む場合は、およそ「6100円」ほどの増加という形になっております。

こちらの増加額につきましては、被保険者数による平均額でございまして、例えば所得の低い世帯につきましては、他に料金の軽減措置等がかかる形になりますので、影響は少し小さくなっていくものと考えております。

資料下段につきましては、大阪府や市町村による激変緩和措置の考え方を記載させていただいております。大阪府の運営方針の規定によりまして、平成30年度の国民健康保険制度の都道府県単位化後は、原則的に大阪府で算定した標準保険料率により、保険料を賦課することとされておりますが、6年間の激変緩和措置期間が設けられております。

この期間につきましては、市や府の公費による激変緩和措置を適用することによりまして、保険料の急激な上昇を抑え、段階的に標準保険料率になるような、制度となっております。

平成31年度につきましても、平成30年度から引き続き府や市の公費による激変緩和措置が適用されておりますので、保険料の上昇が抑えられたものとなっております。

私の方からの説明は以上でございます。

大島会長

事務局の報告は終わりました。

以上を持ちまして、本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。せっかくの機会でありますので、なにかご質問等ございましたら、ご発言いただけたらと思います。

大島会長

ございませんでしょうか。

それでは質問が無いようでございますので、これにて閉会とさせていただきます。以上をもちまして、本日予定をいたしておりました、予定は全て終了いたします。

委員の皆様には、誠にお忙しい中ご出席いただき、終始慎重にご審議を賜りまして本当にありがとうございました。おかげをもちまして、本日の日程はこれで終了いたしました。どうか今後とも、本市国保事業の健全な運営のために皆様のそれぞれのお立場で、より一層のご協力をお願い申しあげまして、本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。